

甲府法人会たより



撮影場所：北杜市「広報委員撮影」

めざします。企業の繁栄と社会への貢献



令和2年8月

第147号

題字 高野会長



主な内容

コロナ禍を受けての今後の山梨
第10回定時総会
女性部会の社会貢献活動
甲府税務署長 着任のごあいさつ
源泉部会講習会
令和3年度税制改正に関する提言
法律相談Q & A・税務相談Q & A

コロナ禍を受けての今後の山梨



公益財団法人 山梨総合研究所
専務理事

村田俊也

新型コロナウイルス感染の収束が見えませんが、「With コロナの時代」に入った、との声も聞かれますが、私たちの暮らしは、仕事は、県の姿はどうなっていくのでしょうか。

一般的には、コミュニケーションの形が変わる、ということが考えられます。今後も、接触機会を減らす行動が求められます。このため、たとえば飲食店では安全性を前面に押し出した販売戦略が経営の重要ポイントとなります。

一方、接触機会の減少は、リアルなコミュニケーションの大切さを浮き彫りにします。自宅で参加するオンライン飲み会が広まりつつあるようですが、パソコンの画面精度では微妙な表情まで読み取るのは難しく、リアルな会話はより感慨深いものとなるでしょう。芸能活動のライブも、定員が

減りオンライン配信が増える一方でリアルな座席確保はプラチナチケットとなる可能性があり、入手できれば、ありがたみもひとしおとなるでしょう。こうした中で、山梨に目を向けてみます。

気になるのは、山梨特有の文化である「無尽」です。集まりが難しく、寂しい思いをしている方も多いでしょう。飲食店側も、定期的に利用が見込めるだけに、影響が大きいと思われるのですが、この伝統を維持していくために、「無尽バック」なるものを提供したらどうでしょう。飲食店が無尽で出す料理や酒を当日宅配し、テレビ会議システムを使ったおしゃべりの機会を提供する。なじみの店主も、料理の説明や話題提供でさりげなく割り込む。各地で広がる飲食店料理の宅配システムへの参加店舗が増えてくると、採算

に乗る可能性もあるのではないのでしょうか。「無尽」の文化は守らなければなりません。観光客を対象とした商売はどうでしょう。東京圏への依存を減らし静岡や長野、山梨以西の地域からの誘客にもっと注力すべきだと思いますが、他県や海外との交流の回復は、当面見込めません。こうした状況下で目指す方向は、よく聞くことですが、地元回帰ということでしょう。地元の顧客、地元の産品などに注目して、地域内でカネを循環させるといことです。外国人観光客に工芸品を販売していた店であれば、県民を主要顧客に据え、地元でなければ知らない地域産品を掘り起こして提供する、といった具合です。

いつでも行けるからと言って来ない県民に地元の良品を知ってもらい、地産地消をより深めてもらう。そして、地元の良い発信を促し、いずれ県外から多くの観光客に山梨に来てもらう、ということですね。

山梨県の姿、立ち位置も変わりませんが、東京の隣県でありながら、現在、神奈川県、埼玉、千葉といった東京圏とは一線を画しており、新型コロナウイルスの感染者数は少なく、リニア開業も相俟って、注目度は高まります。自然豊富でありながら東京都心まで1時間かからない甲府盆地の立地は、テレワーク+サテライトオフィスという事

業拠点としての価値向上だけでなく、生活拠点を移す動きを加速させるでしょう。防災拠点として、新甲府副都心の建設と省庁移転のセットが浮上する可能性も十分あるのでは、と思います。

賑わいを生み出す「ヒト」の基準が「定住人口」から「交流人口」へと拡大していますが、近年提唱されている「関係人口」の重みが、「with コロナ」の時代には急速に増してくるのではないのでしょうか。ネットワークを活用した世界規模での関係性を日々容易にかつ深く構築できる環境下では、関係人口の規模が地域の活性化や企業のビジネスチャンスを左右する大きな要素となるでしょう。

コロナの災禍は、私たちにはコントロールできない要素を数多く含んでいます。コントロールできないことは気にかけず、コントロールできることに注力し、山梨のチャンス、事業展開のチャンスとしてとらえることにしましょう。



第10回定時総会を開催

5月19日、アピオ甲府において、第10回定時総会を開催し、会員企業57社が出席しました。

今回の定時総会は新型コロナウイルス拡大防止に配慮し、入場口において手指の消毒及び検温、会場内のレイアウトにおいても参加者同士の間隔を十分とするなどの対策を講じました。



挨拶をする高野孫左エ門会長

本総会は高野会長の挨拶の後、第26回理事会決議を経て上程された議案の審議を行い、令和元年度決算、理事の選任、今年度の年会費口座振替日等の延期が満場一致にて承認されました。

総会終了後には、法人会の各種活動



受彰者の皆様 左から秋山稔氏、高野会長、高村隆義氏、依田道徳氏

に永年ご尽力いただいた役員の皆様に対する表彰式を行いました。

本年度総会において表彰を受けた方々

甲府法人会功労者表彰受彰者

秋山 稔 理事

高村隆義 理事

依田道徳 理事（大里・大国支部長）

岩下和彦 理事（韮崎支部長）

※依田氏と岩下氏は会員増強の功績による表彰です。

第26回・第27回理事会は書面決議

【第26回理事会】

第26回理事会は新型コロナウイルス拡大防止のため、書面にて決議することになりました。提案事項は、令和元年度事業報告及び決算、理事の選出（案）、委員長の交代などでした。

委員長の交代について、厚生委員会と組織委員会は、活動における連携が強いため、委員長を交代し互いの活動を経験することにより、両委員会の更なる活性化に貢献していくことが理由です。

提案事項は、理事全員の同意書及び監事全員の確認書をいただき決議しました。

《決議された委員会の委員長》

厚生委員長 岸本良三（副会長）

組織委員長 関 光良（副会長）

【第27回理事会】

第27回理事会は新型コロナウイルス拡大防止のため、書面にて決議することになりました。提案内容は、第10回定時総会において理事に選任された鈴木淳郎氏を常任理事に、酒井信氏を専務理事に選定する議案であり、理事全員の同意書及び監事全員の確認書をいただき決議しました。

《新たに選定された役員》

※敬称略（ ）内は所属法人
常任理事 鈴木淳郎
専務理事 酒井 信
（株式会社テレビ山梨）

全法連・山梨県連の功労者表彰 受彰者

全国法人会総連合 功労者表彰

井上 善展 常任理事
清水 修一 理事
深澤 由美子 理事
石井 猛雄 理事

山梨県法人会連合会 功労者表彰

佐々木 宏明 副会長
井上 重良 理事
清水 新司 理事
寺井 英仁 理事
名執 輝繁 事務局課長補佐

青年部会

女性部会の定時総会

ともに書面による決議

青年部会及び女性部会の第10回定時総会は新型コロナウイルス拡大防止のため、書面にて決議しました。

それぞれ提案事項は、令和元年度事業報告及び令和2年度の事業計画等とし、部会員全員の同意書をいただき決議しました。

《青年部会の決議事項》

- 令和元年度事業報告
- 令和2年度事業計画
- 主な事業：「親子で学ぶ税金教室」と小学校での「税金教室」の開催の開催
- 「財政健全化のための健康経営プロジェクト」の推進

《女性部会の決議事項》

- 令和元年度事業報告
- 令和2年度事業計画
- 主な事業：小学校での「税金教室」の開催



子供たちのために食材を寄贈

女性部会の社会貢献活動

女性部会長 深澤由美子

女性部会における社会貢献活動を考える中、甲府法人会で新型コロナウイルス感染拡大に対し、法人会のネットワークを活用して会員相互で支援できることがないかアンケートを実施しました。その結果、寄せられた意見の中で休業等の影響により、業務用食材の余剰在庫があることを知りました。

そこで女性部会員からの寄付を募り、集まった浄財で会員企業から食材を購入しました。そして7月6日、副会長（青年・女性部会担当）に同席いただき、認定NPO法人フードバンク山梨（米山恵子理事長）に寄贈いたしました。これらの食材は、給食のない夏休み期間中の子供たちに届けられる予定とかがありました。女性部会では、今後もこのような活動を続けていきたいと思いつながり報告させていただきます。

〈寄贈した食材〉

- ・ 純つゆ
- ・ こめ油
- ・ パスタソース
- ・ けんちん汁
- ・ マンゴー缶詰
- ・ 白桃缶詰
- ・ 黄桃缶詰

食材の寄贈
（左から米山理事長、深澤女性部会長、副会長）

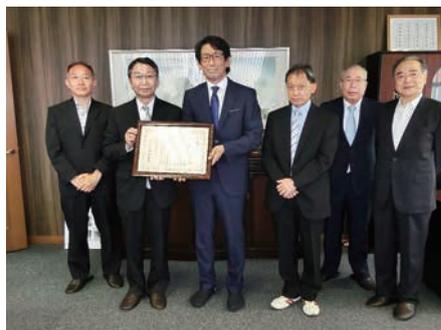


甲府税務署による優良申告法人の表敬

5月25日、当会の会員である2社が、甲府税務署から優良申告法人として表敬を受けました。甲府税務署の澤田署長、加藤副署長が2社を訪問し、表敬状をお渡ししました。

〈優良申告法人（法人名50音順）〉

- 葦崎本町運送株式会社
- 山梨トヨペット株式会社



葦崎本町運送株式会社



山梨トヨペット株式会社

※優良申告法人とは……税務当局が適正な申告・納税を行っているか確認・審査のうえ、「申告納税制度の本旨に即した適正な申告と納税を継続し、他の納税者の模範となる法人」に対して税務署長が表敬制度に則り、表敬を行った法人のこと。

着任のごあいさつ



甲府税務署長 佐伯 章二

残暑の候、公益社団法人甲府法人会の皆様には、ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

私は、この度の人事異動で甲府税務署長を拝命し、東京国税局総務部税務相談室長から転任して参りました佐伯でございます。前任の澤田同様、よろしくお願い申し上げます。

高野会長をはじめ甲府法人会の皆様には、平素から法人会の事業活動を通じて、円滑な税務行政の運営に格別の御理解と御協力、御支援を賜り厚く御礼申し上げます。

甲府法人会の皆様におかれましては、「税知識の普及、納税道義の高揚」を目的とした各種研修会の開催や小学生を対象とした税金教室への講師派遣など、適正な申告納税制度の実現と税知識の普及に御尽力いただいているほか、福祉施設へのタオル等の寄贈や山梨県からの受託事業である「やまなし出会

いサポートセンター」の運営など、地域に密着した社会貢献活動にも積極的に取り組まれ、会員企業並びに地域社会の健全な発展に大きな役割を果たされています。皆様のこういった活動は、私ども税務行政に携わる者として大変心強く感じるとともに、高野会長をはじめ会員の皆様の熱意に心から敬意を表する次第であります。

私どもは、長年、皆様と培って参りました協力・協調関係をより発展させ、皆様の活動の「助」となれますよう、できる限りのお手伝いをさせていただきたいと考えております。

さて、東京国税局では、事務のより一層の正確性の向上と効率化を図るとともに、調査・徴収事務等の充実・高度化や納税者利便の向上を目指し、複数税務署の申告・届出事務等をセンターに集約して処理する施策を実施しているところであり、甲府税務署においても、この7月から「税務署事務処

理センター」が設置され、甲府税務署、山梨税務署、諏訪税務署のこれらの事務全般と大月税務署の事務の一部を集約して処理しています。これは、所轄税務署を変更するものではありませんが、申告書や届出書等を郵送により御提出いただく際の宛先が「税務署事務処理センター」となります。この施策につきまして、私どもは、周知・広報に努めているところではありますが、力が及ばないところもございますため、従前から税務署からの広報等に御協力いただいている甲府法人会の皆様に、なお一層のお力添えを賜りますよう、この場をお借りしてお願い申し上げます。

今般の新型コロナウイルス感染症拡大の状況下において、皆様の事業への影響は計り知れないものがあると承知しておりますが、税務面における対応として、納税の猶予や申請及び申告期限の延長等の各種の措置が設けられております。これらの措置につきましては、国税庁のホームページにおいて紹介しておりますので、御参考としていただくとともに、御不明な点や御相談等がありましたら、税務相談室又は税務署にお尋ねくださいますようお願いいたします。

最後になりますが、公益社団法人甲府法人会の益々の御発展と、会員の皆様の御健勝並びに御事業の御繁栄を心から祈念いたしまして、着任の挨拶とさせていただきます。

甲府税務署異動状況

(令和2年7月10日)

官 職	新 メ ン バ ー		旧 メ ン バ ー	
	氏 名	前任署等	氏 名	転 任 先
署 長	佐伯 章二	局・総務部・税務相談室長	澤田 敏明	ご 退 職
法人担当副署長	加藤正一郎	(留 任)	加藤正一郎	(留 任)
法人1統括官	梅津 寛	麻布署・法人5統括官	永島 英一	神田署・法人1統括官
法人審理担当	堀家由起子	甲府署・法人・上席	齊藤 一朗	甲府署・法人・上席
源泉審理担当	曾賀 琢磨	(留 任)	曾賀 琢磨	(留 任)

源泉部会講習会などの 説明会を開催

新型コロナウイルスの影響により、3月から各種研修会の開催を中止していましたが、6月から感染予防対策を図った上で再開しました。

新設法人説明会と決算法人説明会において、参加希望の場合は事前の申込制に変更するなど、参加人員の制限を設けて開催しました。

6月11日の第1回は、初級講座に18名、上級講座に24名が参加し、来年1月までの全6回の講座がスタートしました。

講師は昨年に続き甲府税務署源泉



源泉部会講習会

所得税担当の曾賀上席調査官が務めました。講義内容は、源泉徴収事務の基礎的事項を中心に学ぶ初級講座と事例問題を中心とした上級講座に分けて行います。

初級講座、上級講座ともに全6回に出席された方には修了証書と記念品を贈呈することになっています。

また研修内容により、受講したい内容の日程だけのご参加も可能です。多くの皆様のご参加をお待ちしています。



新設法人説明会

『スキルアップセミナー (女性社員向け)』がスタート

山梨県法人会連合会では、労働力人口が減少する中、政府や山梨県が推進している「女性が輝く社会の実現」、「女性の活躍促進」に貢献し、企業内の女性社員の意欲及び能力向上を目指したセミナーを毎年開催しています。

7月9日、第1回のセミナーが甲府法人会館において開催され、県内各地の法人会会員企業から18名が参加されました。

そして今回は新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、入場時における手指の消毒及び検温、十分な換気、参加者相互の席を離すことや対面での会話は行わないなどの方法で実施しました。

講師は山梨中銀経営コンサルティング株式会社 樋川さんが務められ、内容は新人・若手社員向けで接遇マナーに始まり、顧客の満足度を高めるための具体的な方法などについてお話しいただきました。さらにペアワークやグループワークも取り入れながら和やかな雰囲気が進められました。

参加者からは「すぐに業務に生か

せる内容でした。」「グループディスカッションなど、初めてお会いする方々との話はとても勉強になりました。」「明日、仕事に行くのが楽しみになりました。」などのご意見をいただきました。今後は、9月9日に中堅社員向け(定員に達しております)、10月13日に管理職向けのセミナーを開催する予定です。

(開催の詳細は22ページに掲載)



一定の間隔をとりながらのグループワーク

令和3年度 税制改正に関する アンケート調査結果

(令和2年4月実施)
対象件数 3,153社
回答数 383社
回答率 12.1%

甲府法人会では、本年4月に「2020年度税制改正に関するアンケート調査」を実施しました。このアンケート調査は全会員企業を対象に実施し、本年は383社の会員企業の皆様からご回答をいただき、当会の「令和3年度税制改正に関する提言」の参考とさせていただきます。ご協力誠にありがとうございました。

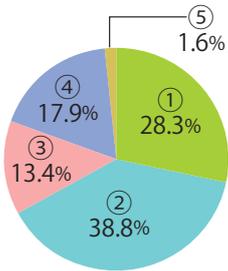


Q1

法人税／法人実効税率

我が国の法人実効税率は29.74%（資本金1億円超の企業の場合）ですが、OECD加盟国の法人実効税率平均は約25%、アジア主要10カ国の平均は約22%となっています。アメリカでは、これまで約41%であった法人実効税率が約28%に引き下げられました。そして、フランス（現行31.0%）でも、税率が段階的に引き下げられ、2022年には25%となる見込みです。今後の日本の法人実効税率のあり方についてどう考えますか。

- ① 課税ベースを拡大し、法人実効税率をさらに引き下げる
- ② 課税ベースを拡大することなく、法人実効税率をさらに引き下げる
- ③ 課税ベースを拡大するのであれば、法人実効税率のさらなる引き下げは必要ない
- ④ わからない
- ⑤ その他



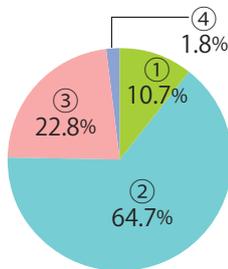
①	②	③	④	⑤	合計
108	148	51	68	6	381

Q2

法人関係／企業版ふるさと納税

令和2年度税制改正では、企業に地方創生の取組への積極的な関与を促すとともに、地方への資金の流れを飛躍的に高めるため、地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）について、さらに寄附しやすくなるよう税額控除割合が3割から6割に引き上げられました。あなたの会社では、本制度についてどう対応しますか。

- ① 税額控除割合が大幅に拡充されたので、寄附を検討したい
- ② 寄附を行う予定はない
- ③ わからない
- ④ その他



①	②	③	④	合計
41	247	87	7	382

Q3

事業承継／事業承継の時期

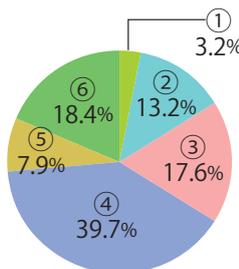
平成30年度税制改正では、中小企業の代わりを促進するため、10年間の特例措置として、贈与税相続税の納税猶予制度の抜本的な拡充（全株式を対象に納税猶予割合が100%）が行われました。本特例制度を適用するためには、令和5年3

- ① これまでの改正で十分であり、当面は利用状況を注視する
- ② 生前贈与制度の更なる拡充や納税猶予制度の特例措置を延長するなど弾力的な対応を求める
- ③ 事業用資産を他の一般資産と切り離し、事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設を求める
- ④ その他

Q4

事業承継／事業承継税制

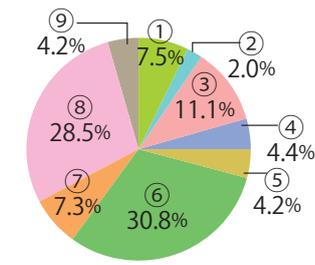
政府は、事業承継を促進するための税制支援策を講じています。これまでの改正を踏まえて、事業承継税制についてどう思いますか。



①	②	③	④	⑤	⑥	合計
12	50	67	151	30	70	380

月末日までに「特例承継計画」を提出する必要がありますが、あなたの会社の事業承継の状況についてお聞かせください。

- ① 特例承継計画を提出した
- ② これから特例承継計画を提出する予定である
- ③ 本特例制度を適用しないで事業承継を行う
- ④ 当面、事業承継を行う予定はない
- ⑤ 事業を承継しない
- ⑥ その他

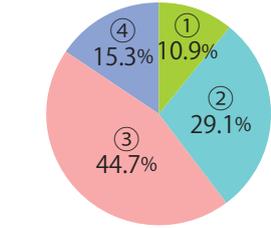


①	②	③	④	⑤
41	11	61	24	23
⑥	⑦	⑧	⑨	合計
169	40	156	23	548

- ① 会計時の確認（イクアウト又はイトインなど）
- ② 適用税率に関する取引先や消費者からの問い合わせ
- ③ システム変更等のコスト負担
- ④ 軽減税率についての社員教育
- ⑤ 適正な価格表示
- ⑥ 複雑な経理処理
- ⑦ 同時に実施されたキャッシュレス消費者還元事業への対応
- ⑧ 特に負担を感じない
- ⑨ その他

Q5

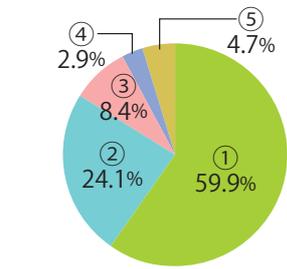
消費税／軽減税率制度
令和元年10月より消費税の軽減税率制度が実施されました。あなたの会社で特に懸念される点があれば、以下より3つ以内で選んで下さい。



①	②	③	④	合計
41	110	169	58	378

Q7

消費税／価格表示
課税事業者が消費者に対して商品等の価格を表示する場合は、税込価格の表示（総額表示）が義務付けられています（令和3年3月末日までは、一定の要件のもと税抜価格の表示も認められています）。軽減税率が導入されたことも踏まえて、価格表示について、**事業者の立場**からどのように考えますか。



①	②	③	④	⑤	合計
229	92	32	11	18	382

- ① 全額転嫁できる
- ② 大部分は転嫁できる
- ③ 一部しか転嫁できない
- ④ 全く転嫁できない
- ⑤ その他

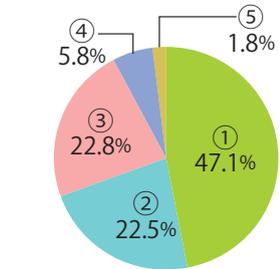
Q6

消費税／価格転嫁
消費税率が10%に引き上げられましたが、あなたの会社の価格転嫁の状況についてお伺いします。

- ① 適正な仕入税額控除を計算できるようにするために、やむを得ない
- ② 免税事業者が取引から排除されないように配慮すべき
- ③ わからない
- ④ その他

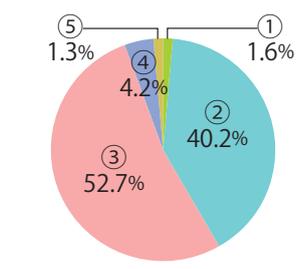
Q8

消費税／適格請求書等保存方式
令和5年10月1日以降は、適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が導入され、「適格請求書」等の保存が仕入税額控除の要件となります。適格請求書を交付できるのは、税務署長に登録申請した課税事業者となりますので、登録手続きを受けていない免税事業者（課税売上高1,000万円以下）からの仕入れについては、仕入税額控除することができなくなります。このことについて、どのように考えますか。



①	②	③	④	⑤	合計
180	86	87	22	7	382

- ① 総額表示にすべき
- ② 外税表示にすべき
- ③ 価格誤認の防止措置を講じていれば、事業者に表示方式を委ねるべき
- ④ わからない
- ⑤ その他

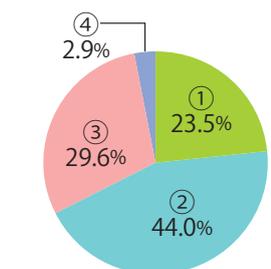


①	②	③	④	⑤	合計
6	153	201	16	5	381

- ① 地方の基幹税として課税強化を図るべきである
- ② 現状程度の負担でよいと思う
- ③ 負担感が重く、軽減の方向で見直すべきである
- ④ わからない
- ⑤ その他

Q9

地方税／固定資産税①
地方の自主財源として大きなウエイトを占める固定資産税は、その税収が景気に左右されないことから地方税に適していると言われます。その一方で、負担感の高まりなどから抜本的な見直しが必要との意見があります。固定資産税についてどう考えますか。

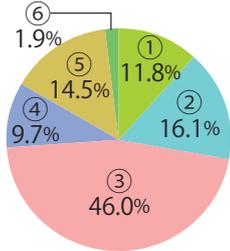


①	②	③	④	合計
90	168	113	11	382

Q10

地方税／固定資産税②
固定資産税を見直すとした場合、特に重視すべき点は何ですか。

- ① 商業地等の宅地の評価方法を見直す
- ② 家屋の評価方法を見直す
- ③ 償却資産（事業用資産）への課税は廃止を含めて見直す
- ④ 免税点を大幅に引き上げる
- ⑤ わからない
- ⑥ その他



①	②	③	④	⑤	⑥	合計
44	60	171	36	54	7	372

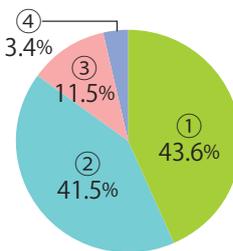
Q11

厚生年金の適用範囲の拡大

政府では、働き方の形態にかかわらず全ての世代が安心して働くことができ、老後の安心を確保するために、厚生年金の適用範囲の拡大が検討されています。現在、パート等（週労働時間20～30時間）について、厚生年金への加入が適用される企業規模要件は「従業員501人以上」ですが、令和4年には「従業員100人超」、令和6年には「従業員50人超」の企業にま

で拡大される見込みです。厚生年金の適用範囲が拡大されることについて、どう考えますか。

- ① パート等の老後の安心を確保するためにはやむを得ない
- ② 中小企業への影響（保険料の労使折半等）が大きいためから反対である
- ③ わからない
- ④ その他



①	②	③	④	合計
166	158	44	13	381

Q12

マイナンバーカードの取得状況（個人）

政府はマイナンバーカードの普及に取り組んでおり、令和2年9月にはマイナンバーカードを利用した消費活性化策が講じられることになっていきます。また令和3年3月からはマイナンバーカードが「健康保険証」としても利用できるようになります。あなたは、マイナンバーカード（写真入りのカード）を取得していますか。

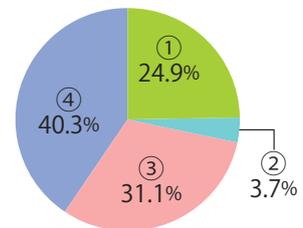
- ① 取得している
- ② 現在、申請中である
- ③ これから申請したい
- ④ 申請する予定はない

Q13

マイナンバーカードの取得状況（従業員）

これまで年末調整で使用する書類のうち、保険料控除証明書等は、保険会社等から従業員に交付された書面（ハガキ等）を勤務先に提出していましたが、令和2年10月からは保険会社等から従業員に交付された電子的控除証明書等（従業員は、マイナンバーカードを利用し、マイナポータルを経由して取得）を勤務先に提出することが可能となります。あなたの会社における従業員のマイナンバーカード（写真入りのカード）の取得状況についてお聞かせください（わかる範囲で結構です）。

- ① 0～20%
- ② 20～50%
- ③ 50～80%
- ④ 80%以上
- ⑤ 概ね全て
- ⑥ 不明

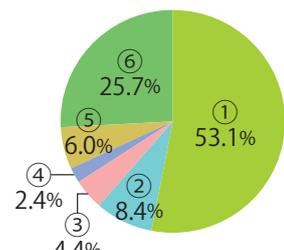


①	②	③	④	合計
95	14	119	154	382

その他のご意見

（ご回答者の原文を掲載）

- 事業承継税制について、事業用資産を他の一般資産と切り離し、事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設を強く求めたい。
- 消費税の軽減税率制度を廃止し、単一税率制度にすべきである。シンプルな税制が必要である。
- 中小からの税をちまちな納めるよりも、超大企業から消費税も含めて納められるルールを作ったらいかがでしょうか。
- その目的、趣旨が正しくとも、適用要件が複雑に過ぎる制度が多い。
- 効果の面で多少、不公平感が生まれるとしても、簡易、簡潔な制度の方が利用され易く、社会的意義が大きいと思われる。
- 消費税の軽減税率は廃止すべき。単一税率に！



①	②	③	④	⑤	⑥	合計
203	32	17	9	23	98	382

■従業員数

	回答数
4人以下	102
5～19人	136
20～99人	92
100～299人	29
300人以上	11
合計	370

■主たる業種

	回答数
製造業	84
建設・土木・不動産	77
卸売・小売・飲食	89
サービス	67
その他	51
合計	368

■前事業年度の申告状況

	回答数
黒字申告	252
赤字申告	76
回答保留・その他	38
合計	366

■会員区分

	回答数
税制委員	6
役員 (税制委員を除く)	29
一般会員	341
合計	376

■資本金

	回答数
1千万円以下	203
1千万円超～5千万円以下	110
5千万円超～1億円以下	32
1億円超～3億円以下	5
3億円超～5億円以下	5
5億円超	8
合計	363

【ご回答いただいた内訳】

- 非上場株式の評価方法を見直すべき。評価額が高すぎる！
- 不動産業者が商品として仕入れる土地、建物は再販するので取得税は免除とすべきだ！
- 商品としての取得は「時的なものであり、取得者が使用するものではない為。」
- 固定資産(土地の)が相場価格より高額なのはありえない。土地の価格が下落しているのに固定資産が下がらないのは税金を取り過ぎだ。
- これでは不動産所有者の負担が大き過ぎて土地

- 地所有への意欲が減退する。つまり、土地の売買が活性化されない。
- これからは、使用されない土地、売却出来ない土地(買う人がいない為)などが増え、所有者は税金で苦しめられる時代に入ってくる。この問題に積極的に取り組んで頂きたい。
- 今回の様な有事の際に財政出動が出来ないのであれば、税制の整備など無意味に思う。
- 納税に納得できるか否かは、使い方の問題も大きいと思う。
- 抜本的な支出抑制をすべき。

税制委員会

令和3年度の税制改正に関する提言を決める

甲府法人会の「令和3年度税制改正に関する提言」を協議する税制委員会は、新型コロナウイルス拡大防止のため、規模を縮小して開催し、上原委員長、丸山副委員長を中心に協議を行いました。前ページまで記載の「税制改正に関するアンケート調査」の回答と意見を参考に、以下の提言内容に決定して山梨県法人会連合会に提案しました。

公益社団法人甲府法人会
令和3年度税制改正に関する提言

〈総論〉

日本経済が失速してから30年、政府はこれまで「あらゆる政策を動員し、GDP600兆円を達成する」と非常に意欲を示してきたが、とうとう平成のうちに回復はできなかった。施策として挙げられたのはスローガンの羅列にすぎず、肝心の中身が抜けていたと思われる。

その一方で消費税については、2019年10月に税率10%への引き上げに伴い、キャッシュレス決済のポイント還元やプレミアム商品券の発行な

ど9項目にわたる経済対策のために基礎的財政収支(プライマリーバランス)の黒字化目標達成を2025年に再度先送りした。この増税対策の乱発により、財政再建はかすんでしまい、「消費税増税は歳入を増やして財政再建を進め、社会保障制度の安定化を図る」という本来の目的を見失ってしまった。

更に新型コロナウイルスの感染拡大が経済活動に未曾有の影響を与え、地域経済と雇用の担い手である中小企業は限界にきている。

政府の200兆円を超えるコロナ対策費により財政再建は再び遠のくことが予想されるが、財政健全化は避けて通れない課題であり、令和という新しい時代を迎えた今こそ不転の決意で取り組みことを要望する。

財政の健全化について

政府税制調査会は「経済社会の構造変化を踏まえた令和時代の税制のあり方」の中で税収は過去最高となったが高齢化等の影響で拡大する歳出を賄っておらず、税制は財源調達機能を十分果たせていない。成長との両立を図りつつ歳入の改革が不可欠であると表明しているが、政府は消費税10%の引き上げに併せてキャッシュレス決済5%分のポイント還元やプレミアム付商品券の発行等9項目の経済対策を実施した。

これによる必要経費は2兆円に上るといわれている。家計負担を一定程度和らげる対策は認めるが、還元分は国が補助するため、つげは国民に回って行くことになる。

将来世代につけを回さず社会保障制度も揺らぐ状況を回避するためならばと得心した国民は少なくないはずだが、財政再建がかすむ「ばらまきによって増加分が吹きとぶ対策」なら本末転倒になってしまう。増税対策の財政再建への影響、消費下支えの実効性を吟味すべきである。

行政改革について

わが国の財政健全化と社会保障制度の安定化のために消費税率が10%に引き上げられた。この増税は国民に痛みを求めたものであり、その前提として行政改革の徹底は不可欠であり、自ら身を削らなければ国民の要請にこたえているとは言えない。

たとえば政府は一票の格差是正や合区対策を理由に参議院の定数を6増やし、6増による経費増を削減する方策として、3年間で議員一人当り月額77,000円を返納できる自主返納法を制定したが、返納歳費の合計額しか公表されていない。これでは実効性に疑問があり、国民の批判を回避する小手先のパフォーマンスと言わざるを得ない。一票の格差は是正すべきであるが、それは定数を増やすのではなく、減らす方法で行わなければならない。

また、国会議員、地方議員の活動費について、国会議員には「文書通信交通滞在費」として一人月額100万円が支給されているが領収書、報告書は不要となっている。地方議員の政務活動費については、多くの議会が先払いしている。これでは国民の不信感が高まるばかりで、もはや改革の先送りは許されない。以下の項目について早急に期限と数値目標を定め、改革を断行すること。

①国、地方の議員の削減と歳費等の抑制

②国、地方公務員の能力を重視した給与体系の実現

③特別会計及び独立行政法人の無駄の削減

社会保障制度に対する考え方

わが国の社会保障制度は高齢者医療、介護給付費の5割が公費で賄われている。高齢者医療、介護給付費の増加に伴い、これを賄う財源が確保できていないため、給付と負担のバランスが損なわれ、将来世代に負担が先送りされている。受益と負担の均衡が取れる制度を早急に構築すべきである。

法人税関係

1. 法人実効税率について

近年の税制改正で政府は法人税改革の主な目的の一つとして「立地競争力を高めるとともに、わが国の競争力を強化するために税率を下げることである。ドイツ、イギリスなど多くの先進国が自国の立地競争力を高め、かつ、税収を維持するための法人税の構造的な改革に取り組んでいる。企業が国を選ぶ時代にあつて、国内に成長分野を確立するには法人税率の引き下げは避けて通れない課題である」として法人税率の引き下げが行われ、実効税率は2013年の37%から現在の29・74%

に引き下げられた。

グローバル経済において企業は国際競争力の確保が肝要であり、必要以上に重い税負担を課すべきではないが、問題は日本経済のリーダーとなるべき大企業の税負担があまりにも過少なことにある。この原因は研究開発費等の租税特別措置法による減税、受取配当金の課税除外、連結納税制度の利用による税負担の軽減等にあると思われる。元政府税制調査会特別委員の識者曰く「日本の法人実効税率は国際比較の数字だけみると高いと思われるが、実際には決して高くない」これは「税法に書かれている税制」と「実際に行われている税制」とのギャップが大きく大企業の所得法人をトータルにとらえた実際の税負担率は法人実効税率の6割弱の17・46%という調査結果が出ており、法人税の負担構造は企業規模が大きいほど負担が軽く、規模の小さい方が重いと「逆累進構造」になっている。

また、租税特別措置法第一章第1条には「この法律は当分の間」と明記されている、あくまで一時な措置のはずであるが恩恵を受ける大企業の既得権益的なものになっており、国、地方の財源喪失の大きな要因になっている。早急な見直しが必要である。

2. 役員給与の損金算入について

役員給与は職務執行の対価であり、恣意性のあるものなど課税上弊害があるものを除いて損金算入を認めること。

また、業績連動給与について同族会社も一定の要件のもとに損金算入を認めること。

3. 中小企業者等の法人税軽減税率について

中小企業者等の法人税軽減税率（所得金額年800万円以下の税率）15%は租税特別措置法による時限措置となっている。中小企業活性化のために本則化とすること。また、1981年以来年800万円以下に据え置かれていた適用所得金額を1・600万円程度に引き上げること。

4. 中小企業者の減価償却方法について

平成28年度税制改正で建物附属設備及び構築物の償却方法について定率法が廃止され、定額法に変更された。また、すべての固定資産についても定額法に一本化すべきとの議論がある。

しかし、車両や機械装置などの固定資産は使用期間に均等に価値が減少していくのではなく、早期の費用化が抑制され、中小企業にとっては設備投資意欲の減退の懸念があるため定率法と定額法との選択適用を認めること。

5. 慶弔費等の交際費からの除外について

法人が支出する交際費等の額は冗費を節約して企業の自己資本を充実し、企業の体質強化を図るといふ政策的見地等から法人税法上その全額又は一部の金額は損金不算入となっている。しかし、得意先、仕入先等の慶弔、禍福に際し支出する金品等の費用については社会通念上必要であるため、通常要する金額の範囲内であることを要件として交際費から除外すべきである。

所得税関係

1. 個人所得税の見直しについて

所得税は基幹税として公平な負担を求める必要性があり、少子高齢化、人口減少に対応した税制が肝要である。特に年収1億円を超える高額所得者に対する税率の引き上げ等抜本的な見直しを行い、所得再分配といった基幹税としての本来の機能を回復することが肝要である。

2. 年少扶養控除の復活について

年少扶養控除は子供手当の創設に伴い、2011年度に廃止された。しかし2012年度には子供手当が廃止さ

れ、児童手当に改組された。児童手当は、0歳から中学校卒業までの児童を養育している者に支給されるが所得制限があり、所得制限の前後で児童手当を含めた世帯収入の逆転現象が生じる問題もある。出産と子育てはすべての世帯にとって担税力が減殺されるものであり、子育て支援は実効性があるべきである。このような観点から児童手当のあり方を見直し、年少扶養控除を復活すべきである。

3. 源泉所得税の納付期限について

我が国の取引きの決済は殆どが月末に行われており、諸公課の納期限もおおむね月末となっている。源泉徴収義務者の事務効率の観点から納付期限を給与等の支払月の翌月末にまた、納期特例適用者の納期限は1月末日と7月末日に改めることを強く要望する。

消費税関係

1. 軽減税率制度の廃止について

消費税率10%への引き上げとともに、低所得者対策として軽減税率制度が実施され、キャッシュレス決済のポイント還元やプレミアム付商品券の発行等による家計負担を一定程度和らげる景気対策の重要性は認めるが、政治的な

「ばらまき」によって税収増分が吹き飛んでしまった。

法人会はこれまで消費税の増税について、事業者の事務負担増、税制の簡素化、税務執行コスト及び税収確保の観点から、税率10%までは単一税率を要望してきた。この「ばらまき」対策でも消費税の逆進性は一向に解消されないため、軽減税率制度を廃止し、低所得者対策として簡素な給付措置を実施すべきである。

2. 事業者免税点制度の廃止について

基準期間の課税売上高1,000万円以下の事業者は消費税の納税が免除されている。消費税は事業者、消費者、国民全員の信頼の上に成り立っている制度である。益税等その信頼性を損なう特例措置は廃止すべきである。

事業承継税関係

土地・建物及び未上場株の相続の非課税について

未上場株の相続を非課税とすることにより、事業承継も実現しやすい。さらに事業に供している土地と建物が相続時に非課税となれば経済の活性化につながると思われる。中小企業の円滑な事業承継を進めるためにも、事業用資

産の土地・建物及び未上場株の相続税を非課税とすること。

贈与税関係

1. 相続税の課税のあり方について

2013年の税制改正により、2015年1月1日以降の遺産に係る基礎控除額（5,000万円＋1,000万円×法定相続人の数）が、（3,000万円＋600万円×法定相続人の数）に引き下げられて課税が強化された。その結果、相続の課税対象割合は改正前の2倍程度になっている。課税割合が高すぎるため、基礎控除額を（4,000万円＋800万円×法定相続人の数）に引き上げるべきである。

2. 贈与税基礎控除額の引き上げについて

現行の贈与税の基礎控除額は2001年に110万円に拡大されて以来低い水準に設定されたままであり、資産が高齢者に偏在するという社会問題化にもなっている。若年層への資産の円滑な移転の促進による消費拡大に寄与する観点からも贈与税の基礎控除額を現行の110万円から200万円への引き上げを要望する。

地方税関係

1. 外形標準課税の課税ベース拡大について

法人税減税に伴う課税ベースの拡大の中で外形標準課税も代替財源としてリストアップされている。地方自治体が景気に影響されない安定財源を確保する為に赤字に苦しむ中小企業に課税することは徴税者本位の発想であり容認できない。

2. 固定資産税の見直しについて

固定資産税は地価の長期的な下落にも関わらず負担感が高いとの声が多い。宅地の評価については、実勢価格に配慮した評価、居住用家屋の評価は築後経過年数に応じた評価方法にするなど抜本的な見直しを要望する。加えて地方都市の活性化に向けて、空き店舗、空き家の流動化に資する固定資産税制を検討すべきである。

3. 償却資産に対する固定資産税の廃止・縮減について

償却資産に対する固定資産税は、中小企業にも課税されるため、中小企業の設備投資を阻害している。特に、製造業を中心とする多額の設備

を有する企業においては、固定資産税が高負担となっており、企業収益を圧迫し、企業競争力に悪影響を与え、国際的にも事業用資産に対する課税が稀であることから廃止を要望する。

4. 不動産取得税について

不動産業者が商品として仕入れる土地や建物は販売を目的として取得するもので取得者が使用するものではない。不動産取得税の減免又は免税を要望する。

5. 超過課税について

①住民税の超過課税は主に法人が対象とされており、長期間にわたって課税を実施している自治体も多く、課税の公平を欠く安易な課税と言わざるを得ない。超過課税を実施している自治体はできるだけ早く標準税率に戻すべきである。
②2024年度から森林環境税が実施されるが、現在各府県で導入している森林環境を目的とした超過課税と二重課税とならないよう配慮し、真に必要な事業に用途を限定すべきである。

その他

1. 二重課税の廃止について

個別間接税と消費税との二重課税の問題は、平成元年に消費税が導入された際、物品税が廃止され、自動車重量税と自動車取得税については2012年度税制改正で新車購入時や車検時にかかる重量税が一部減税になったが、石油諸税は引き続き検討するとの曖昧な表現にとどまり、結論は先送りになっている。消費税との二重課税が行われている課税体系を是正すべきである。



法律相談

テレワークと残業代



古屋法律会計事務所

弁護士

古屋

俊仁

Q

新型コロナ禍の中、テレワーク等の多様な働き方が注目されていますが、法規制はどうなっていますでしょうか、通常の業務と同様に残業代は発生するのでしょうか。

A

1 テレワーク導入の状況

テレワークとは、情報通信技術を活用するなどして行われる、在宅勤務やモバイルワークなどの柔軟な働き方をいいます。特に緊急事態宣言が発出されて以降、多くの企業でテレワークが導入されましたが、宣言の解除後は実施率が低下しているようです。

緊急事態宣言が解除されたとはいえ、今後も新型コロナウイルス感染症が収束するまでの間は、感染拡大防止対策としてテレワークがなお有効

2 テレワークの課題

であることはもちろん、少子高齢化対策など働き方改革との関係でもテレワークは以前から導入が推奨されているものです。

もともと、テレワークについては、労働時間の管理が難しい点に課題があり、そのこととの関係で、残業代の扱いがどうなるのか疑問に感じておられる方も少なくないようです。

3 テレワークについての法規制と残業代の扱い

まず前提として、テレワークであっても雇用関係にある以上、労働基準法等の労働基準関係法令が適用されることには変わりありません。ですから、テレワークにも時間外労働の規制があり、残業代の支払義務が生ずることになります。

用される可能性があります。

事業場外みなし労働時間制は、労働者が労働時間の全部又は一部について事業場外で業務に従事した場合において、使用者の具体的な指揮監督が及ばず、労働時間を算定することが困難なときに、所定労働時間だけ労働したものとみなす制度です。

在宅テレワークについて、この制度が適用されるためには、以下の条件をいずれも満たす必要があります。

- ① 情報通信機器が、使用者の指示により常時通信可能な状態にしておくこととされていないこと

これは、携帯電話等の情報通信機器による使用者の指示に即応する義務がない状態にあることを意味しますから、例えば、回線が接続されていても労働者が自由に情報通信機器から離れることや通信可能な状態を切断することが認められている場合にはこの条件を満たすことになりません。

なお、この条件を満たすか否かは判断が難しい部分ですので、専門家に相談して慎重に検討することをお勧めします。

在宅のテレワークについては、このような労働時間の管理が難しいこともあるかと思いますが、その場合、事業場外みなし労働時間制（労働基準法第38条の2）が適

② 随時使用者の具体的な指示に基づいて業務を行っていないこと

これは、当該業務の目的、期限等についての使用者の指示を超えて、より具体的な指示に基づいて業務を行っている状態ではないことを意味します。

これらの条件を満たした場合、当該業務が通常所定労働時間内に行うことができるものであれば、実際の労働時間にかかわらず所定労働時間だけ労働したものとみなされますから、残業代は生じないこととなります。

以上のように、この制度はテレワークの労務管理に有用なものです。当該業務を遂行するために通常所定労働時間を超えて労働することが必要となるときには、当該業務の遂行に通常必要とされる時間労働したものとみなされ（労働基準法第38条の2第1項ただし書）、その場合には当然に残業代が発生することになりますので注意が必要です。



Quiz 1 7つの間違い探し

左の絵と右の絵には相違点が7か所あります。見つけられますか？



Quiz 2 パズル・四字熟語

空いているマスに漢字を入れて、四字熟語を完成させましょう。すべて完成させ、タテに読むと、また別の四字熟語が完成します。なんだかわかりますか？

1
 温故知(？)
 日(？)月歩
 意(？)投合
 少数精(？)

2
 (？)疑応答
 仮想現(？)
 内柔外(？)
 (？)康診断

答えは 22 ページにあります

談 相 務 税

持続化給付金は、
課税？非課税？



東京地方税理士会 甲府支部

税理士 井上一也

Q

持続化給付金とは。

A

持続化給付金とは、新型コロナウイルス感染症拡大による営業自粛等の影響により、極めて厳しい経営環境にある事業者の事業継続を支援するため、法人で最大200万円、個人事業主で最大100万円を、事業全般に広く使い、その使途に制約のない資金として、申請から概ね2週間程度という審査期間により迅速に給付するものです。令和2年5月1日から申請を受け付け、令和2年7月13日時点で約250万円の給付実績があります。電子申請の締め切りが令和3年1月15日までであり、現在、申請を受け付け中ではありませんが、給付金の受給後に申告の可否等の疑問などがあると思いますので、ここで要件・給付対象、受給後の経理処理と課税関係のポイントを確認

していきたいと思います。

Q

要件・給付対象

A

まず、法人、個人事業主であつても、令和2年1月以降、感染症拡大の影響等により、前年同月比で事業収入が50%以上減少した月があるという売上要件があり、令和元年以前から事業による事業収入を得ており、今後も事業継続の意思がある法人、個人事業主が対象となります。また、法人の場合は、資本金10億円以上の大企業を除く、中小法人等が対象(医療法人、農業法人、NPO法人などの、会社以外の法人も対象。)で、資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員の数が2,000人以下である必要があります。さらに、令和2年に新規に設立された法人や新規開業した個人事業主でも

対象となる場合があります。なお、直前の事業年度の確定申告が完了していない場合や、月当たりの事業収入の変動が大きい季節性収入のある場合であっても、規定された売上要件を満たすことよつて給付対象となる場合があるなど、感染症拡大の影響を受けた多くの法人、個人事業主を支援することが可能となっています。

Q

受給後の経理処理と課税関係

A

●法人税・所得税の取扱い

持続化給付金は、受給後、法人の場合、雑収入として計上し、税務上、益金算入となり、法人税の課税対象となります。また、個人事業主の場合には、雑収入として売上計上し、総収入金額に加算となりますので、所得税の課税対象となります。なお、持続化給付金を受給することに至るほど、感染症拡大の影響を受けて当該事業年度の利益が大きく減少し、給付金額以上に損失が生じている場合には、結果的に法人税・所得税の課税所得は生じないこととなります。

●消費税の取扱い

課税事業者が雑収入として計上した持続化給付金は、商品・製品などの販売や、資産の貸付け、各種サービスの提供を行ったことへの対価として受け取ったものではないため、消費税が課税され

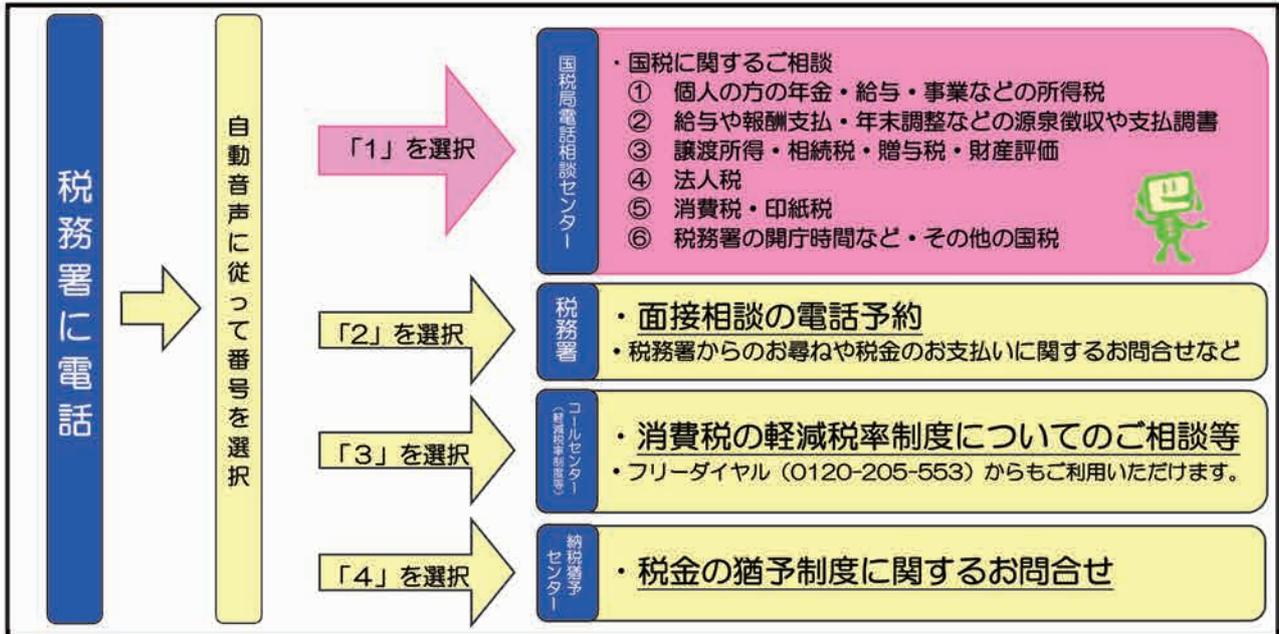
ません。つまり、課税対象外となります。これは、国内において事業者が事業として対価を得て行う資産の譲渡や貸付け、役務の提供に該当しないため、不課税取引となるからです。そのため、会計ソフトなどで経理処理している場合には、税区分に注意をする必要があります。

なお、消費税の納税義務者の判定をする基準期間、特定期間における売上高は課税売上高となりますので、持続化給付金を誤つて課税売上高に含めて判定しないように留意が必要です。

●おわりに

持続化給付金、家賃支援給付金、持続化補助金、雇用調整助成金など様々な給付金や助成金が国や各地方自治体から発表され、経済支援が行われていきます。この各種支援の中で、売上高で判定する給付金においては、休業もなかなかできず、規定の割合の減少率に届かず、給付金を受給できずに損失が拡大した法人、個人事業主が多く存在していることが容易に想像でき、迅速さを重視したあまりに、支援が行き届かない事業者に対するフォローが必要と考えられます。各種給付金・助成金、緊急の融資など、経済的体力が乏しくなつてきている法人、個人事業主を資金繰りの観点から早急に支援し未曾有の経済危機を官民一体となつて乗り越えていきたいと切に感じます。

電話による国税の一般的なご相談は 電話相談センターへ！



税務署でのご相談は 事前予約をお願いします

予約のないご相談には対応できない場合があります

国税に関する一般的なご相談は電話にてお受けしていますが、具体的に書類や事実関係を確認する必要があるなど、電話での回答が難しい場合には、所轄の税務署で相談をお受けしております。

まずは、電話で相談日時をご予約ください。

（音声案内に従って「2」を選択）



国税庁ホームページ「タックスアンサー」では、よくある税のご質問に対する一般的な回答を税金の種類ごとに調べることができます。

詳しくは

タックスアンサー

検索

携帯電話等で右のコードを読み取るとアクセスできます



東京国税局・税務署

山梨県からのお知らせ

新型コロナウイルスの影響により納税が困難な方へ 納税を猶予する「特例制度」について

- 新型コロナウイルスの影響により事業等に係る収入に相当の減少があった方は、申請により1年間、県税の徴収の猶予（納付時期の先送り）を受けることができます。（注1）
- 担保の提供は不要です。延滞金もかかりません。

（注1）あくまでも特例として納付時期を先送りするものですので、未納の税金が多額にならないよう猶予期間でも収入の状況に応じて計画的に納付していただくことをお勧めします。

対象となる方

以下①②のいずれも満たす納税者・特別徴収義務者（個人法人の別、規模は問わず）が対象となります。

- ① 新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等に係る**収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少**していること。

- ② 一時に納付し、又は納入を行うことが困難であること。（注2）

（注2）「一時に納付し、又は納入を行うことが困難」かの判断については、申請される方の具体的な状況に配慮し、適切に対応いたします。

対象となる県税

令和2年2月1日から同3年2月1日（予定）までに納期限が到来する個人事業税、法人事業税、不動産取得税など、ほぼすべての税金（狩猟税など証紙徴収の方法で納めるものを除く）が対象となります。

申請手続等

- **納期限**（納期限が延長された場合は延長後の期限）までに申請が必要です。
- 申請書のほか、収入や現預金の状況が分かる資料を提出していただきますが、提出が難しい場合には、下記までご相談ください。

○ **お問い合わせ先** 山梨県総合県税事務所 滞納整理部 Tel 055-261-0111

山梨県からのお知らせ

商工業振興資金・新型コロナウイルス対策関係融資のご案内

商工業振興資金とは

県と金融機関が協調して、原則として山梨県信用保証協会の保証をつけて中小企業向けの融資を行います。県が制度を定め、融資原資の一部を県が預託することにより、中小企業の皆様に低利率・固定、長期の資金を融資する仕組みとなっています。

山梨県 商工業振興資金

検索



ご利用いただける方

県内に事業所があり、原則として1年以上事業を営んでいる中小企業者（個人及び法人）等
 なお、現在は新型コロナウイルス感染症対策に係る措置として、業歴が3カ月以上あれば利用可能となります。

新型コロナウイルス対策関係の融資

令和2年7月6日現在

融資名	融資対象	年利率	保証料率	貸付限度額	償還期間 (償還期間)
新型コロナウイルス感染症対策関係	新型コロナウイルス感染症の影響により、売上高等が減少した県内の中小企業者で、次の①～③のいずれかに該当する者 ①セーフティネット保証5号の認定を受けた者 中小企業信用保険法第2条第5項第5号で指定する不況業種で、次の(1)、(2)いずれか (1)最近3か月の売上高等が前年同期比で5%以上減少 (2)最近1か月の売上高等とその後の2か月の売上高等を含む3か月の売上高等が前年同期比で5%以上の減少見込み ②危機関連保証の認定を受けた者 原則として1か月の売上高等が前年同月比で15%以上減少、かつ、その後の2か月間を含む3か月の売上高等が前年同期比で15%以上減少見込み ③セーフティネット保証4号の認定を受けた者 原則として1か月の売上高等が前年同月比で20%以上減少、かつ、その後の2か月間を含む3か月の売上高等が前年同期比で20%以上減少見込み ※実施期間 令和2年5月1日～令和2年12月31日	責任共有(①) 全部保証(②③) 1.4%	なし (県と国で 全額補助)	設備 4,000万円 運転 4,000万円 一企業限度 4,000万円 ※一定条件のもと実質無利子(当初3年間) ※一定条件のもと借換可能 新型コロナウイルスの影響による納税猶予の特例を利用しているときは、融資の要件を満たしているものとして取り扱います。	10年以内 (5年以内) 10年以内 (5年以内)
経済危機・災害復旧関係	新型コロナウイルス感染症の影響により、原則として最近1か月の売上高等が前年同月比で15%以上減少しており、かつ、その後の2か月を含む3か月の売上高等が前年同期比で15%以上減少することが見込まれる中小企業者等 ※実施期間 令和2年3月13日～令和3年1月31日	全部保証 1.4%	0.4% (県の補助後の料率)	設備 5,000万円 運転 5,000万円 一企業限度 5,000万円	10年以内 (2年以内) 10年以内 (2年以内)
セーフティネット保証4号	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた後、原則として1か月の売上高等が前年同月比で20%以上減少しており、かつ、その後の2か月を含む3か月の売上高等が前年同期比で20%以上減少することが見込まれる中小企業者等 ※実施期間 令和2年3月2日～令和2年9月1日(国へ延長を要望中)	全部保証 1.4%	0.45% (県の補助後の料率)	設備 5,000万円 運転 5,000万円 一企業限度 5,000万円	10年以内 (1年以内) 10年以内 (1年以内)
不況業種対策関係(セーフティネット保証5号)	次のいずれかに該当する中小企業者等 中小企業信用保険法第2条第5項第5号で指定する業種で、 ①最近3か月の売上高等が前年同期と比べ5%以上減少している者 ②直近1か月の売上高等とその後の2か月の売上高等を含む3か月の売上高等が前年同期比で5%以上減少の見込まれる者(3か月の売上高等が算出可能となるまでの間に限る) ※令和2年5月15日現在 全業種(1,145業種)指定(農林漁業を除く)	責任共有 償還期間 5年以内 1.3% 10年以内 1.5%	0.4% (県の補助後の料率)	運転 5,000万円 10年以内 (1年以内)	中小企業信用保険法第2条第5項第5号で指定する業種は、 中小企業庁ホームページ https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_5gou.htm でご確認ください。 または、市町村・商工担当課、県・産業振興課にお問い合わせください。

融資のお申し込み(取扱金融機関)

山梨中央銀行 甲府信用金庫 山梨信用金庫 山梨県民信用組合 都留信用組合
 商工組合中央金庫 みずほ銀行 りそな銀行 三井住友銀行 三菱UFJ銀行

お申し込みには、財務書類、納税証明書などの書類が必要となります。詳しくは、各金融機関または山梨県産業労働部産業振興課(TEL:055-223-1537)へお問い合わせください。

※金融機関・山梨県保証協会の審査の結果、ご希望に添えない場合もあります。ご了承ください。

「中小企業金融相談窓口」をご利用ください

融資制度の紹介や、様々な金融に関する相談に、相談員が対応いたします。お気軽にご相談ください。

相談日 土曜、日曜、祝日を除く毎日
 相談時間 午前9時～午後4時(正午から1時までを除く)
 相談場所 山梨県庁 別館3階(産業振興課内)
 お問い合わせ先 TEL:055-223-1554

◇融資の要件など詳細は、各金融機関または産業振興課へお問い合わせください。

山梨県 産業労働部 産業振興課 甲府市丸の内1-6-1 TEL:055-223-1537

甲府法人会からの情報提供

新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ 緊急経済対策における税制上の措置

令和2年4月30日に「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律」等が国会で成立し、感染症及びその蔓延防止のための措置の影響により厳しい状況に置かれている事業者等に対し、緊急に必要な税制上の措置が講じられました。

了する各事業年度に生じた欠損金に適用できます。

3 テレワーク等のための中小企業の設備投資税制

中小企業経営強化税制の対象設備である特定経営力向上設備等に、経済産業大臣の認定を受けた経営力向上計画に記載された遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかに該当する設備が、テレワーク等のための設備投資に係る新たな類型（デジタル化設備）として追加されます。

具体的には、以下の特定経営力向上設備等を取得等した場合、**即時償却又は7%（資本金が3,000万円以下の法人は10%）の税額控除**が適用できます。

新たな類型（デジタル化設備）
（要件）遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかに該当する設備 （対象設備）機械装置、工具、器具備品、建物附属設備、ソフトウェア

【適用時期】

令和3年3月31日までに取得をして事業の用に供した場合に適用されます。

4 消費税の課税選択の変更に係る特例

消費税の課税事業者選択届出書（課税事業者選択不適用届出書を含む）については、**原則として課税期間の開始前**に提出する必要がありますが、新型コロナウイルス感染症により、経営に大きな影響を受けている事業者につき、次の適用要件に該当するときは、税務署に申請し、税務署長の承認を受けることにより、**課税期間の開始後であっても**、課税事業者を選択する（又はやめる）ことが可能となる特例が設けられます。

適用要件
① 特例に係る法律の施行（令和2年4月30日）後に申告期限が到来する課税期間において、
② 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月1日から令和3年1月31日までの期間の内、 一定期間（1カ月以上の任意の期間）の収入が、著しく減少（前年同期比概ね50%以上減少） した場合で、かつ、
③ 当該課税期間の申告期限までに申請書を提出した場合 （注1）原則として、消費税の申告期限は以下の通りです。 ▷法人：課税期間の終了の日の翌日から2カ月 ▷個人：課税期間の翌年の3月末 （注2）国税通則法11条（災害等による期限の延長）の規定に基づく期限延長については、最寄りの税務署にご相談ください。

なお、本特例の適用を受けて、課税事業者を選択する場合は、**課税事業者を2年間継続する必要はありません。**

1 納税の猶予制度の特例

イベントの自粛要請や入国制限措置など、新型コロナウイルスの感染拡大防止のための措置に起因して、多くの事業者の収入が急減しているという状況を踏まえ、**無担保かつ延滞税なしで1年間**、納税を猶予する特例が設けられます。基本的には**全ての税目**が対象です（印紙で納付する印紙税等は除く）。また、社会保険料についても同様の特例措置が講じられます。

特例の概要
▷令和2年2月から納期限までの一定の期間（1カ月以上）において、収入が大幅に減少（ 前年同期比概ね20%以上の減 ）した場合について1年間納税を猶予。 ▷一時の納税が困難と認められる場合に適用。 ・少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮するなど納税者の置かれた状況に配慮し適切に対応。 ・収支や財産状況を示す書類の提出が必要。提出が困難な場合は口頭説明も可能。 ▷担保は不要。 ▷延滞税は免除。

【申請手続】

令和2年6月30日、又は納期限（申告納付期限が延長された場合は延長後の期限）のいずれか遅い日までに申請が必要です。なお、申請書のほか、収入や現預金の状況がわかる書類を提出する必要がありますが、提出が難しい場合には、口頭で状況を説明します。

また、本特例は、既に納期限が過ぎている未納の国税、地方税（他の猶予を受けているものを含む）についても、遡って特例を適用することができます。

【適用時期】

令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する国税、地方税について適用されます。

2 欠損金の繰戻しによる還付の特例

これまで、中小企業者等（資本金の額が1億円以下の法人など）が利用可能だった青色欠損金の繰戻し還付制度について、**資本金の額が1億円超10億円以下の法人**も利用可能となりました。ただし、大規模法人（資本金の額が10億円を超える法人など）の100%子会社及び100%グループ内の複数の大規模法人に発行済株式の全部を保有されている法人等は除かれます。

【適用時期】

令和2年2月1日から令和4年1月31日までの間に終

たものにつき印紙税が納付されている場合には、当該納付された印紙税については、過誤納金とみなして還付されます。

8 住宅ローン控除の適用要件の弾力化

新型コロナウイルス感染症の影響による住宅建設の遅延等によって住宅への入居が遅れた場合でも、定められた期日までに住宅取得契約が行われている等の一定の場合には期限内に入居したのと同様の住宅ローン控除を受けられるよう、適用要件が見直されました。

適用要件
(1) 住宅ローン控除の控除期間13年間の特例措置 (入居期限：令和2年12月31日⇒令和3年12月31日) ① 注文住宅の新築は令和2年9月末、分譲住宅、既存住宅の取得や、増改築等は令和2年11月末までに契約が行われていること ② 新型コロナウイルス感染症の影響で、注文・分譲・既存住宅又は増改築等の住宅への入居が遅れたこと (2) 既存住宅を取得した際の住宅ローン控除の入居期限要件 (取得日から6カ月以内⇒増改築等完了の日から6カ月以内) ① 既存住宅取得の日から5カ月後まで、又は関連税制法の施行の日（令和2年4月30日）から2カ月後まで、いずれかの期日までに増改築等の契約が行われていること ② 取得した既存住宅に行った増改築等について、新型コロナウイルス感染症の影響で、増改築等後の住宅への入居が遅れたこと

9 その他の項目

・自動車税、軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の特例措置の延長

自動車税、軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置の適用期限が6カ月延長され、令和3年3月31日までに取得した自家用乗用車（登録車・軽自動車）について適用されます。

・耐震改修した住宅に係る不動産取得税の特例措置の適用要件の弾力化

耐震基準不適合既存住宅を取得後に耐震改修した場合の不動産取得税の特例措置について、当該住宅をその取得の日から6月以内に入居できなかった場合でも、一定の要件を満たせば、令和3年度末（令和4年3月31日）までの入居分については、当該特例措置を適用できるなど所要の措置が講じられます。

・文化芸術・スポーツイベントを中止等した主催者に対する払戻請求権を放棄した観客等への寄附金控除の適用

政府の自粛要請を踏まえて文化芸術・スポーツイベントを中止等した主催者に対し、観客等が入場料等の払戻しを請求しなかった場合には、一定の条件のもと、放棄した金額について、寄附金控除（所得控除又は税額控除）の対象となりました。

【適用時期】

特例法の施行日（令和2年4月30日）以後に確定申告書の提出期限が到来する課税期間について適用されます。

5 中小企業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の軽減措置

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の措置のため厳しい経営環境に直面している（※）中小企業者等に対して、**令和3年度課税の1年分に限り、償却資産と事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準を2分の1又はゼロとする措置が講じられます。**

（※）令和2年2月～10月までの**任意の3カ月間**の売上が、前年の同期間と比べて、

30%以上50%未満減少している者	2分の1
50%以上減少している者	ゼロ

【適用時期】

令和3年1月31日までに、**認定経営革新等支援機関等**（税務、財務等の専門的知識を有し、一定の実務経験を持つ支援機関など（税理士、公認会計士、弁護士など））の認定を受けて各市町村に申告した者に適用されます。

6 生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充・延長

新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、生産性革命の実現に向けた償却資産に係る固定資産税の特例措置について、適用対象を拡充した上で、生産性向上特別措置法の改正を前提に、令和5年3月31日まで適用期限が2年間延長されます。

適用要件
▷対象資産に、 事業用家屋と構築物 を追加 ・事業用家屋は取得価額の合計額が300万円以上の先端設備等とともに導入されたもの ・構築物は旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上する一定のもの ※事業用家屋・構築物ともに、 中小事業者等の認定先端設備導入計画に位置付けられたもの ▷生産性向上特別措置法の改正を前提に令和4年度までの2年間に限り延長（令和5年3月31日まで）

7 特別貸付けに係る契約書の印紙税の非課税措置

公的金融機関や銀行等が、新型コロナウイルス感染症で経営に影響を受けた事業者に対して行う特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書のうち、令和3年1月31日までに作成されるものについて、**印紙税が非課税**となる措置が講じられます。

なお、特別貸付けとは、当該機関が行う他の金銭の貸付け条件に比し特別に有利な条件で行うものをいいます。

（注）施行日の前日（令和2年4月29日）までに作成され



新入会員紹介 (令和2年4月～7月)

(順不同・敬称略)

甲楠給食 有限会社

代表者 田中 力
住 所 甲府市国母6-6-6
TEL 055-235-3711 FAX 055-228-1220

内田製麺 株式会社

代表者 名取 静雄
住 所 甲府市相生3-8-30
TEL 055-235-6848 FAX 055-233-4860

木村工務店 株式会社

代表者 木村 幸雄
住 所 北社市大泉町谷戸4048-1
TEL 0551-38-8010 FAX0551-38-8020

有限会社 国伸電機

代表者 長屋 俊幸
住 所 南アルプス市百々1642-17
TEL 055-285-5321 FAX 055-285-5323

有限会社 アクタス

代表者 松本 一雄
業 種 不動産賃貸業 作業安全保護用品の卸・販売
住 所 甲府市相生2-9-10
TEL 080-1115-7321

株式会社 大沼塗装店

代表者 大沼 雅則
住 所 甲斐市篠原202-15
TEL 055-276-5867 FAX 055-215-8076

有限会社 エフアンドエム

代表者 松本 卓馬
住 所 南アルプス市上八田225-5
TEL 055-215-6226 FAX 055-215-6226

株式会社 いづみエネルギー

代表者 西川 一徳
住 所 甲斐市下今井89
TEL 0551-28-2035 FAX 0551-28-3053

ジェムストーン甲府カンパニー 有限会社

代表者 アガルワル アルン
住 所 甲府市高畑3-1-9

株式会社 丸亀商店

代表者 大澤 輝
業 種 鋼材・土木建設資材の販売・卸売
住 所 甲府市七沢町330
TEL 055-233-7022 FAX 055-232-3173
メールアドレス marukame.s@car.ocn.ne.jp

司法書士法人 KOM

代表者 小関 祐美
住 所 甲府市塩部3-3-8
TEL 055-251-3481 FAX 055-251-3482

株式会社 西井電設

代表者 西井 芳信
業 種 電気通信工事業
住 所 甲斐市島上条1892
TEL 055-277-1145 FAX 055-277-1364
メールアドレス nishii@nns.ne.jp
コメント 社員及び協力会社含め常時20名から30名にて日々の業務を行っております。
業務内容 CATV、ネットワーク、防災設備、防犯カメラ、モバイル、他各種設計及び保守施行

蟹澤工務店

代表者 蟹澤 勝巳
住 所 韮崎市龍岡町下條南割980-5
TEL 0551-35-3296 FAX 0551-45-8996

株式会社 aqulle

代表者 森屋 俊英
業 種 外構エクステリア、土木、建築
住 所 甲府市国母4-16-18
TEL 055-225-6595 FAX 055-225-6595
メールアドレス aqulle@outlook.jp
U R L https://aqulle.com

佐野住宅サービス

代表者 佐野 和夫
業 種 建設業
住 所 甲府市徳行4-8-26
TEL 055-222-3505 FAX 055-222-7710
コメント 先代より3代目の工務店として活動しています。地元の工務店として、リフォーム、改修工事、新築、一般建設業、請負業を承ります。

研修会等の予定

○新設法人説明会

9月24日 甲府法人会館

○決算法人説明会

10月8日 甲府市総合市民会館

○源泉部会講習会

(第3回) 9月17日 アピオ甲府本館

初級 特殊な給与・現物給与との取扱い

上級 消費税について

(第4回) 10月14日 アピオ甲府本館

初級 上級共通 退職所得の源泉徴収事務

(第5回) 11月4日 アピオ甲府本館

初級 上級共通 年末調整等事務

○山梨県法人会連合会主催のセミナー

○スキルアップセミナー(女性社員向け)

(第2回) 9月9日 甲府法人会館

【内容】コミュニケーション能力チーム力向上研修

○自分の心にもやる気を起こさせる3つの方法

○アンガーマネジメント(怒りのコントロール)

○チームのモチベーションをアップさせる方法

○ワークで学ぶチーム力向上の秘訣

○グループディスカッション(異業種交流)

(第3回) 10月13日 甲府法人会館

【内容】女性管理者による講演

○仕事と家庭の両立、女性ならではの現場での

苦勞など実際のケースを踏まえた意見交換

○リーダーシップ・コーチングスキル向上研修

○リーダーに求められる役割とは

○メンタルヘルスとコンプライアンスの重要性

○コーチングの基本的な考え方

○傾聴・承認・質問のスキル

○ほめ方・叱り方

○グループディスカッション(異業種交流)

- P14
- 7つの間違い探しの答え
- ①鳥の位置 ②松(左) ③「大福帳」→「福大帳」 ④目録(女) ⑤しげ(女の遊び毛) ⑥前タレの紋(女) ⑦おへそ(毛)
- ①：新進気鋭 ②：質実剛健

発行所
公益社団法人 甲府法人会
広報委員長 輿水 順彦
甲府市中央4丁目12番21号
TEL 055-2337-1774
印刷所
株式会社サンニ印刷
発行日 令和2年8月21日

法人会貸倒保証制度が 皆様の攻めの経営を サポートします!



与信管理を**貸倒保証制度**へアウトソーシングすることで、
経営者の皆様は与信管理の心配から解放されます!

「法人会貸倒保証制度」にお任せください

お取引先の法的整理事由または履行遅滞の発生により、売上債権が回収できない場合に
御社が被る損害の一定部分を保険金でカバーします。

Case ①

食料品卸

お取引先が民事再生手続開始の申立てを行い、債務者に対する被保険者の売掛金債権が回収不能となった。

認定損害額

民事再生

668万円

Case ②

繊維・衣類・装身具卸

お取引先が資金繰りの悪化で不渡り手形を出した。法的整理事務の通知があり、決済予定の手形が不渡りとなった。

認定損害額

不渡り

1,000万円

※過去に記名プランで起きた事故例です

お見積りはカンタン

無記名包括
プラン

まずは「売上高」と「業種」をご申告ください。

全お取引先を包括して補償対象とする「無記名包括プラン」で保険料を計算し、ご案内します。
無記名包括プランは保険期間中のお取引先の追加・削除の変更手続きが不要です。

記名プラン

補償対象のお取引先の選定条件によって保険料を抑えることができます。

専用の見積依頼書にお取引先と債権残高等をご記載ください。「記名プラン」にて補償対象を絞ることで保険料を抑えることができます。

お問合せ先

〈引受保険会社〉

三井住友海上火災保険株式会社
山梨支店 甲府第一支社 担当:吉川

〒400-0858 山梨県甲府市相生2-3-16
TEL:055-228-4331 FAX:055-228-4385